

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

辰野町

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)				
個別事業名	辰野町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和4 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,900,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>辰野町の人口は昭和60年(1985)の23,935人をピークに減少が続く、平成27年(2015)国勢調査を基とした、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和27(2045)年には13,767人まで減少すると予測されている。令和27年(2045)には年少人口、生産年齢人口は平成27年(2015)の半分以上まで減少する一方で、老年人口の減少幅は小さいため、高齢化率は上昇し続ける状況にある。近隣の市町村と比較してみても高齢化率は最も高くなっている。平成28年(2016)から令和元年(2019)までの3年間の転出入の状況では、男女ともに25歳から29歳の転出が多く、特に20代女性の転出と転入の差が大きくなっており転出超過となっている。出生数については、平成2年(1990)の222人をピークに令和2年(2020)は89人と大きく減少し、婚姻数についても平成12年(2000)の145件に対し、令和2年(2020)は53件と大きく減少している。平成27年(2015)国勢調査を基とした、こども女性比率(0~4歳人口と15~49歳女性人口比率)は0.195で近隣市町村と比べると最も低くなっている。以上のことから、若い世代をターゲットとした施策が急務であると感じている。結婚・出産・子育てへの経済的支援のニーズが多いことから、結婚支援として、経済的な理由により結婚に不安を抱える低所得の若者を支援するため本事業を活用したいと考えている。今後は、関係機関等との連携を図りながら、結婚を希望する方への出会いの場の創出や経済的支援などの充実へ努め、総合的な支援ができるよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、辰野町第6次総合計画では、基本目標「次代を担う人材が育つまち」の施策として「安心して子どもを生み、子育てができる環境の構築」を掲げ、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、町民が安心して子どもを生み、子育てができる環境づくりを推進している。</p> <p>また、第2期辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「結婚・出産・子育ての希望をかなえよう!」として、若者のライフステージに応じた取り組みを推進している。</p> <p>本事業は、経済的な理由により結婚に不安を抱える低所得の若者を支援するための取り組みである。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> 対象となる住居が町内にあること。 他の公的制度による家賃補助等を受けてないこと。 夫婦ともに町税等に滞納がないこと。 					
2. ①申請見込世帯数		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳		共に29歳以下	3	世帯	
		左記以外	3	世帯	
【積算根拠】					
3件(支払見込世帯数) × 30万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 600千円					
3件(支払見込世帯数) × 60万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 1,200千円					
令和元年中に婚姻した世帯のうち、補助対象要件に6件が該当、令和2年は2件、令和3年については申請時点で、29歳以下が1件39歳以下が2件該当(そのうち移住者の婚姻1件)、移住者の古民家をリフォームして居住する人も増加していることから、来年度リフォーム費用も含めた本事業を実施することで件数もさらに増加すると想定している。					
		令和3年度見込世帯数	6	世帯	
②継続補助の見込		1	世帯		
対象経費支出予定額		200,000	円		
3. 広報の実施予定					
<ul style="list-style-type: none"> 結婚・子育て冊子の作成、町広報、町ホームページ、新聞での情報掲載を行う チラシを作成し、町内公共施設、金融機関、飲食店等に配架を依頼する 					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		第2期辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるKPI		
	①若者世代(20~30代)の婚姻数	件	50(令和7年度)	38(令和2年度)
	②合計特殊出生率	%	1.6(令和7年度)	1.22(令和2年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.22(令和2年度)	
	婚姻件数	件	46(令和2年度)	
	婚姻率	%	2.4(令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県が主導して行う子育て支援関連事業の「ながのパパ手帳」をパパママ教室で使用配布、該当世帯への子育て優待パスポートの配布、結婚相談窓口体制の拡充(月~土の開設)、長野県結婚支援センターにチラシの配架、ホームページ等の協力を依頼する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間の金融機関、商工会、飲食店、不動産業者、工務店、結婚相談所等にチラシや結婚子育て冊子の配架等ご協力をいただき、幅広く対象世帯に情報を提供する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。